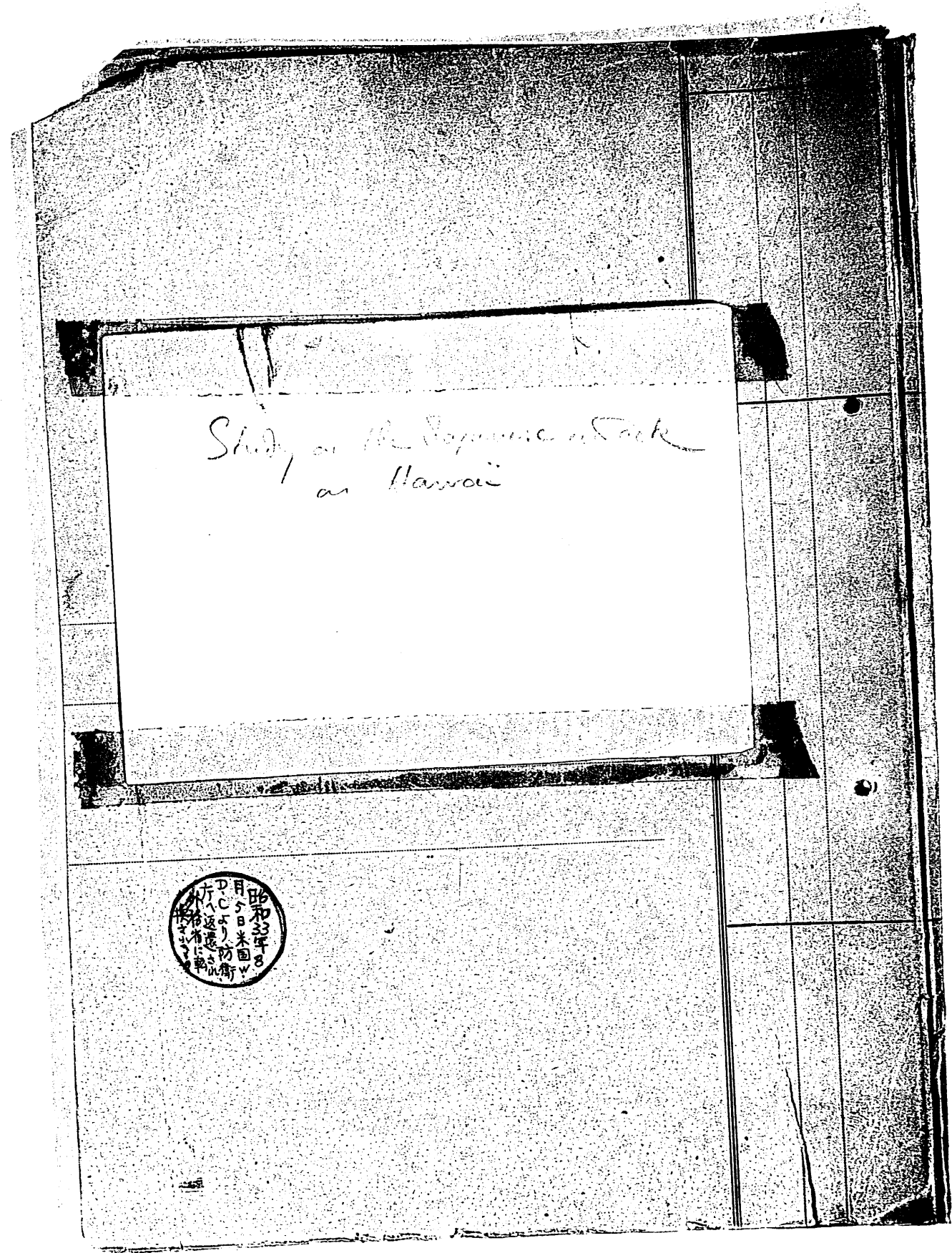


Study on the Japanese attack  
on Hawaii

REEL No. A-1081

0550

アジア歴史資料センター



REEL No. A-1081

0551

アジア歴史資料センター

|      |                      |                         |                            |      |      |             |
|------|----------------------|-------------------------|----------------------------|------|------|-------------|
| ラレタリ | ヲ調査報告ス可キ任務ヲ有スル委員ニ任命セ | 四一年十二月七日、日本軍ノ布陸攻撃ニ関スル事實 | 下名ノ者ハ一九四一年十二月十八日、行政命令ニヨリ一九 | 大統領宛 | 在日米館 | 一九四二年一月二十三日 |
|------|----------------------|-------------------------|----------------------------|------|------|-------------|

在獨 日本大使館

|             |           |
|-------------|-----------|
| 日本ノ布陸攻撃ニ関スル | 「ロバート」報告書 |
|-------------|-----------|

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081

0552

アジア歴史資料センター

本調査報告の目的は合衆國陸海軍當局ニ何等  
 カノ義務ノ懈怠或ハ判斷ノ誤謬ガ存シ爲メニ日  
 本側ニ斯ル大成功ヲ收メシメタルニ非サルカ若シ然リ  
 トセバ其ノ義務ノ懈怠或ハ判斷ノ誤謬ハ如何ナ  
 ルモノニシテ又誰ガ其ノ責任ヲ負フヘキヤヲ明ニセシメ  
 爲メ充分ノ資料ヲ提供スルノセントスルニアリ  
 議會ハ急據本行政命令ヲ補足シテ委員ニ託  
 在獨 日本大使館

人召喚ノ權及宣誓權 記同ノ權ヲ賦予セリ  
 委員ハ十二月十八日・十九日及二十日ノ三回ニ互リ會  
 合ヲ重ネタル後、二十日布哇地方「ホル」ニ向ケ出發  
 同月二十二日「ホル」に着、布哇地區司令部「スト」  
 レヤフターニ於テ二十三日・二十四日及二十五日會合、  
 二十七日・二十九日・三十日・三十一日及一九四二年一月二  
 日・三日ニハ「バール・ハーバー」ノ潜水艦根據地ニ於テ  
 在獨 日本大使館



五日、六日、七日、八日、九日ニハ「ホノル」ノ「ロイヤル、ハワイアン」  
 ホテルニ於テ會合、一月十日「ホノル」ノ「華府」向出發、  
 途中十二日、十三日、十四日會合、十五日華府着、更  
 二十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日  
 二十三日ニ至リ會合ヲ終セリ  
 本委員八百二十七名ノ証人ヲ訊問膨大ナル書類ヲ  
 押收セリ 陸海軍職員タルト官吏タルト市民タ

在獨 日本大使館

ルトヲ同ハス 調査ニ必要ナル事項ヲ知悉セリト考ヘ  
 得ヘキ者ハ全テ之ヲ召喚シ宣誓、後訊問ヲ加ヘ  
 タリ「ホノル」島住民ニ對シテハ本事實ヲ知ル者ハ全テ  
 出頭スルヤリ命ジタル処、住民多数之ニ應ジ証據  
 ヲ提供セリ  
 各種ノ流言ハ委員ニ傳達セラレ、之ニ関係アリト  
 思料セラル、者ハ全テ探查訊問ヲ加ヘ事實ノ摺

在獨 日本大使館

發ニ努メタリ 従テ流言ノ眞偽ハ事實ニ照シテ分  
 之ヲ明ニシタルモノト信ス  
 証據物件ハ國防的見地ヨリ嚴秘ニ附セサルヘカラ  
 サル諸事實ト關聯シ居ルヲ以テ之ヲ直接引用スル  
 コトハ差控フルモ 確知レ得タル諸事項ハ事實ト照  
 應セル証據物件ニ基礎ヲ有スルモノニシテ充分正確  
 ナリ得可シ

在獨 日本大使館

當時布哇地方ハ軍需品ノ供給不充分ナリシトハ  
 了實ニシテ之ハ軍需品ニ對スル 需要 極メ大ニシ  
 當時ノ生産力ヲ以テシテハ之ニ應ジ得ザリシコトニ基  
 右ハ諸般ノ状況ヨリ當然ノコトニシテ政府當局 現地  
 司令官之共ニ熟知シ居リタルモノナリ  
 又ハ 本報告中ニ於テハ此ノ長ニ關シ別ニ詳細ナル  
 ナルヲ以テ 本報告中ニ於テハ此ノ長ニ關シ別ニ詳細ナル

在獨 日本大使館

検討ノ加ヘザリキ

此間ニ際シテハ長ラク常設タリシ事項 昨未定及らん

例ハ合衆國全太平洋艦隊ヲハバールハーバーニ

言及スルニ付リタルガ之ニ單ニ言及スルニ止ム

定ムルコトノ可否ニ付テハ 異議迄未開示ニ見解

從来より見解ノ合ハル

本件ノ如キ國策ニ對シテハ 判斷ハ权限

アル者ニ依テノミ為サル可ク、十二月八日ノ攻撃手

ニ關スル事實ノ蒐集、及其攻撃ニ依テ蒙リタル

在獨 日本大使館

合衆國側ノ損害キ 任務ヲ有スル我々ノ領域外

ニアリト思考シ之ガ論議ハ為サザリキ

在獨 日本大使館



空襲ニ際シ悲慘ナル人命ノ損失ト莫大ナル物的損害  
ガ惹起セラレタル~~故~~ガ其ノ損害ノ性質並ニ其ノ復舊策  
ニ付詳細記述スルコトハ本委員ニ與ヘラレタル任務ト  
直接関係ナクテ以テ本報告中ニ於テハ慘事ニ対スル  
責任ノ問題ト関係スル限りニ於テノ之ニ觸ルコトアル  
ルヘレ。

蒐集セル証據物件ハ闊範ナル量ニ達ス。特ニ

在獨 日本大使館

委員ハ無數ノ供述査問ヲ行ハタルガ之ハ事件ノ本  
質ニ関シ何等カノ端緒ヲ得ンガ為メニ外ナラズ一例  
ヲ挙げレバ委員ハ一九四一年十二月七日以後陸海軍  
司令部ハ何ヲ為シタルカニ付証言ヲ聴取セルガ之ハ  
ソレニヨリ我々ヲ考慮シアリシ事實ニ何等カノ解決ガ  
キハラレントラ~~証~~シタルガ故ニ外ナラズ又委員ハ市陸  
ノ人口其ノ構成並ニ各階層ノ態度思想ニ関シ多ク

在獨 日本大使館



クノ供述ヲ聴取セルガ、之亦一九四一年十二月七日ノ攻撃  
以前ニ探査防諜及「サボター」防止ニ<sup>所</sup>關シ如何ナル  
程度ノ努力ガ拂ハレ居リシカラ確知スル資料トナリ  
ウルモノト信シタルガ為メナリ

委員ハ「パール・ハーバー」ノ海軍根據地・陸海軍飛行  
場、偵察所・城砦及「ノーレ」島海岸ノ要害ニ赴  
テリ

在獨 日本大使館

各委員會ノ詳細ハ<sup>証</sup>録ニ止メタリ 十二月二十二日

以前ノ會合ニ於テ得タル証人ノ供述ハ要約シテ記  
録セリ 十二月二十二日及其以後ノ會合ニ於テ得タル  
<sup>供述</sup>ハ全テ逐記ニテ記録シ且ツ寫シテ取り置ケリ

入手セル口頭供述ハ「タイプライター」ニテ<sup>ハ</sup>ハハセ  
頁ニ連シ検査ヲ加ヘタル記録並ニ文書ノ量ハ三千  
頁ヲ凌駕ス

在獨 日本大使館

其ノ外南「オーストラリア」陸海軍兵力配備圖アリ  
 入手セル供述ト証據トニ検討ヲ加ヘ討議ノ結果本委  
 員ハ左記諸事項ヲ確認ス

在獨 日本大使館

事實ノ蒐集

一九四一年十二月七日日曜日「ホルム」時間午前七時五五分  
 頃（東部標準時午後一時二五分）日本軍ハ布哇地方  
 「オーストラリア」攻撃ヲセリ  
 合衆國及日本ハ当日（午前）平和関係ニアリンガ日本ハ兼  
 テノ計画ニ従ヒ当日東部標準時午後一時（「ホルム」  
 時間午前七時三十分）合衆國々務長官ニ対シテ外交関

在獨 日本大使館

係ノ断絶 (the severance of diplomatic relations) ヲ通告セリ

布陸地方ハ布陸群島トシテ知らレタル一群ノ島嶼ヨリ

ナリ、布陸「マウイ」・「モロカイ」・「オアフ」及「カウアイ」等ノ比較的

大ナル島嶼ト其ノ他ノ比較的ナタル島嶼トヲ含ム、本群

島ハ南方ノ布陸ヨリ北方ノ「カウアイ」ニ至ル約三百哩ノ延

長有ス、或種ノ攻取手並ニ防禦ノ目的ヲ以テ「ミッドウェー」

「エンーク」・「ジョンストン」・「バルミュー」・「クリクマス」及「チャントン」

在獨 日本大使館

ノ諸島ガ布陸地ニ陸海軍司令長官ノ責任ノ下ニ置

レアリタリ、國防的見地ヨリ布陸地方ガ重要性ヲ持ツハ

太平洋遠ク離レタル海軍主要根據地「バーン・ハーバー」

カ布陸群島中ノ「オアフ」ニ存スルガ故ニ外ナラス、従テ布陸

地方防禦施設ハ「オアフ」島内及其ノ周辺ニ集中セ

ラレ他ノ諸島ハ少數ノ兵カヲ以テ守備セラレ居タルニ

止マル、「バーン・ハーバー」ノ如キ遠隔ノ地ニ在スル海軍主

在獨 日本大使館



要根據地ハ艦隊ノ給油・補給・集算ノ休養及艦船  
ノ修繕ニ使用スルコトヲナリ居レリ

三

合衆國ノ太平洋政策ガ他國ノ諸政策ト相容レザリ  
シコトハ衆知ノ事實ニシテ之ヲ諸政策ニシテ撤回セラレザ  
ランカ太平洋ニ於テ戦争勃發ノ不可避トハ合衆國  
陸海軍兩者ノ熟知セシムナリ

四

戦時ニ対シスル諸計画並ニ諸準備ハ陸海軍兩者ノ

在獨 日本大使館

其ノ共同責任ヲ以テ議會ヨリ賦與セラレタル豫算ト  
権限内ニ於テ之ヲ急ヤツテアリタリ

之ヲ諸計画ニ基テ陸軍ハ合衆國領土ノ直接防衛ニ  
仕ジ海軍ハ重要海域ノ支配権ヲ確保シテ領海ノ  
防衛ニ仕スルヲ其ノ一般的任務トナリ

布哇地區防衛ノ特別作戰計画ハ萬一、南へ既ニ樹  
立セラレアリタリ本作戦計画ハ陸海軍兩者ノ作戰

在獨 日本大使館



計画ヲ基礎トス本計画ハ猶「布哇ノ領域」ヲ確定シ  
共同防衛上分担ス可キ陸海軍双方ノ任務並ニ兵力ノ  
割当ヲ定メ協力ノ具体的方法ニ関シテハ陸海軍司令  
官ノ協議ニヨル旨規定セリ

五

布哇領域ノ共同防衛ニ対スル責任ハ布哇地區陸軍司令  
長官並ニ第十四海軍區司令長官（太平洋艦隊司令長  
官ニ隷屬）ノ負フ処ナリ 尚太平洋艦隊司令長官ハ

在獨 日本大使館

敵征軍ヲ撃滅シテ布哇領海内領土ヲ防衛スルノ任務  
地上並ニ空軍部隊ヲ援護シテ在陸領海内領土ヲ敵  
ノ上陸據点タラシメザルノ任務及在陸領海内友軍ノ  
作戰ヲ援護スルノ任務ヲ有シタリ 布哇地ニ陸軍司  
令長官ハ必要アルトキハ防衛手段ニ関シテ太平洋艦隊  
司令長官及第十四海軍區司令長官ニ対シ協力ヲ求  
ムルコトヲ得タリ

在獨 日本大使館

太平洋司令長官ハ一九四一年一月ヨリ一九四一年十二月  
 十七日ニ至ル迄 海軍大將「キンメル」、第十四海軍区司令  
 長官ハ一九四〇年四月十一日より現在迄「ブロッツ」海軍少將  
 布陸地ニ陸軍司令長官ハ一九四一年二月六日ヨリ一九四一年  
 十二月十七日迄「レョー」陸軍中將ガ夫々担任シアリタリ  
 「レョー」將軍及「ブロッツ」海軍少將（「キンメル」海軍大將ニ録席）  
 ハ「布陸領域共同防衛計画案」ト題スル地方共同防衛計

在獨 日本大使館

画ヲ作成セルガ更ニ本計画ニヨリ分担ヲ見タル各自ノ任務  
 ヲ遂行スル為メ「確定作戰施行要領」及「確定配備案」  
 ヲ協定セリ 本案ノ発動ハ陸海軍両省ノ命令ニヨルニ  
 緊急ノ要アルトキ、敵対行為發生ノ恐れアルトキ、及戰  
 争勃発ノ危険アルトキハ地方司令官ノ合意ヲ以テ  
 発動シエタリ

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081

0563

アジア歴史資料センター

本作戰遂行ノ為メ陸軍ニ海岸防備高射砲隊地  
上機動部隊、布哇高射隊並ニ空襲警戒隊ガ與ヘ  
ラレ海軍ハ補助部隊トシテ小型船舶及一定ノ航空機  
(艦隊ニ所属セズ海岸ニ基地ヲ有スルモノ) <sup>ガ與ヘラレ</sup> 使用シ得  
タリ 艦隊ハ原則トシテ「バル、ハーバー」自体ノ防衛ニハ充テ  
ザルモ艦隊所屬ノ航空機ガ存在スルトキハ之ヲ使用シ得

在獨 日本大使館

可ク又艦隊入港中ナルトキハ其ノ対空武器ヲ使用シシ  
ルストナリ居リタリ

戦争發生ノ場合 布哇地方ノ全根據地ヲ長期間確保ス  
ル為メニハ更ニ強カニ守備兵ノ派遣ヲ要シ現在ノ  
兵力ハ之ニ不充分ナルト判明シ居タルヲ以テ關係司令  
官ハ之ニ必要ナル兵力、裝備及資金、増強方ヲ稟請  
シタルガ當時ノ國內狀勢ハ其ノ一部ヲ充足シタルニ止

在獨 日本大使館



マル 但シ布哇陸海軍司令長官ノ措置ニシテ適當ナラハ  
ンカ敵ノ奇襲的空襲ヲ撃破スルニト或ハ其ノ効果ヲ減  
殺セシメルコトハ所與ノ兵力ニテ充分ナリキ

七

一九四一年一月二十四日海軍大臣ハ書翰ヲ陸軍大臣ニ  
送付シテ日本側態度ノ險惡化ニ鑑ミ太平洋艦隊  
ガパール・ハーバーニ入港スル際ハ其ノ安全ヲ確保スルニ  
付テ猶一段ノ検討ヲ要スル旨勸告シ 日米戰動発

在獨 日本大使館

ノ際ハ先ヅパール・ハーバーニ在ル艦隊並ニ海軍根據地  
ニ対スル奇襲ヲ以テ開始セラルノ可能性アリ、大慘事ノ  
必然的可能性ニ鑑ミ此種攻撃ニ対スル陸海軍ノ  
共同準備ハ急遽ニ強化サルノ必要アリト述ヘタリ  
書翰ハ尚、危険ノ重大性ト可能性ノ順序ニ從テ(一)空爆  
(二)莫雷塔載機ノ攻撃(三)「サボターレ」(四)潜水艦ノ攻  
撃(五)機雷ノ敷設(六)砲撃ヲ列シ、慎重考慮

在獨 日本大使館

結果一及二を除くタル後、防禦に付てハ満足スル  
キモノアリト述ベ次ニ空襲ノ性質ヲ詳述シ其ノ發見  
捕促反撃等並ニ補給方法ニ付テ陸軍側ニ考慮ヲ促  
シ最良ニ敵ノ奇襲的ニ空襲ニ対スル陸海軍ノ協力ニ  
関シ陸海軍共同防衛計画ヲ改訂スル必要アリトシ対  
空襲共同演習ノ実施方ヲ勸奨シ居レリ

陸軍大臣ハ一九四一年二月七日之ニ回答ヲ與ヘ布哇正飛行  
在獨 日本大使館

隊及高射砲隊ノ状況ヲ現在及將來ニ互ニ説明シ且  
ツ書翰ノ字ヲ現地ヘ送付ヤレ度シト海軍側提安本ニ付  
テハ布希望通り既ニ布哇地ニ陸軍司令長官ヘ交付中  
續中ナレガ更ニ提安ノ諸方策ヲ有効ナラシムル為  
メ現地海軍當局ト連絡スルヤウノ命ジタル旨述ベタリ  
（取次ナシ）  
キニムル海軍大將並ニ「レヨート」將軍ハ一九四一年十二月七  
日其職ヲ就クト倉前後シテ右書翰ノ寫ヲ受領シ

在獨 日本大使館

「ブロッツ」少将ニホ之ヲ受領セリ

「領海防衛計画」並ニ之ニ附随スル諸計画ハ空襲ノ可能

性ヲ考慮シ若シ空襲アリトモハ早晩ニ於テ為サル可シ

ト判断セリ 布哇航空隊並ニ海軍巡航機隊ノ司令長官

ハ陸海軍空軍兵力ノ共同使用ニ関シ責任ノ範圍ヲ決定

「布哇地方確定作戰計画案」及「合衆國太平洋艦隊

並ニ第十四海軍已確定配備案」ニ空襲ノ對スル防衛方

在獨 日本大使館

法ニ付対策ヲ決定シアリタリ（一九四一年ニ於テハ右諸  
種ノ対策ヲ有効性ヲ確認スル爲メ屢々陸海軍ノ共同  
演習ガ行ハレタリ）

八  
一九四一年十二月七日ニ先立ツ數ヶ月ノ間、王務長官ハ陸

海軍大臣ト閣議或ハ軍事會議ニ於テ常ニ接觸ヲ

保ケツ、アリタルガ對日商議ノ狀況及日米關係ノ重大

化ニ付テハ之等ノ機會ニ於テノミナラス、特ニ三者ノ會合

在獨 日本大使館



又開ク其絶エズ 論議スル処アリタリ、軍事會議ニハ  
 參謀總長及海軍作戰部長之出席セリ 尚右ニ述ベタ  
 ル場合以外ニ於テ 對日商議ニ関シ得タル情報ハ 逐一  
 陸海軍大臣ニ通報 <sup>スル処アリ</sup> 從テ國務長  
 官及陸海軍大臣ノ三者ハ 敵對行為發生ノ可能性ガ  
 次第ニ増加シ、陸海軍双方ヨリ之ガ對策ノ必要アル  
 ヲ熱痛感シアリタリ 陸海軍大臣ハ國務長官王

在獨 日本大使館

リ得タル情報並ニ國務長官トノ會談ノ顛末ヲ全テ參  
 謀總長及海軍作戰部長ニ報告、參謀總長及作戰  
 部長ハ更ニ事態ノ進展脅威ノ深刻化ニ應ジ夫々関  
 係司令長官ニ通 告スル処アリタリ 布哇地方各司令  
 長官ハ日本並ニ枢軸側從來ノ行動ニ鑑ミ敵對行為ハ  
 宜我布告ニ先シテ發生スルモノト宣悟シ居タリ

九

在獨 日本大使館

一九四一年十月十六日布哇地駐軍司令長官及艦隊司令長官、陸軍省及海軍省より日米交渉の改定アリタハコト、日米交渉の敵対行為発生への可能性アルコト、及日米交渉の帝國並ニ合衆國ニ對シ攻撃を企ツハ可能性アルコト、田舎ヲ受ケ、兩司令長官ハ之ニ對シ日米交渉の挑発セズ、其ノ作戦々意圖ヲ嚴密ニ附シツ、準備ニあるのキヤウ整然トシテ、海軍大將ハ艦隊ニ對シ一定ノ措置ヲ採リ、更ニコバル、ハバル、田舎ノ作戦地域ニ對シテ諸種ノ附隨對策ヲ講ジタリ、當時各種海軍作戰部隊ハ艦隊乗組員ノ訓練ニトリ極メテ必要ナリト認メラレタハ演習ニ從フ中ニシテ陸軍モ亦持テ其ノ空軍ニ對シ訓練ヲ施行中ナリヤ、當係司令官

在獨 日本大使館

(右側ニ基キ)

ノ供託ニ依リハ彼等ハ「コバル、ハバル」及布哇地ニ防衛シ、移、右演習ノ中止ハ必要ナルモ事能ハズ在獨緊迫シアラザハモト 男参シタリ  
一九四一年十一月廿四日 海軍省、戦部長ハ「キンメル海軍大將」ヲメシシテ「送付シ、海軍省ノ意見見トシテ日米交渉の法律、ガア、ヲ初メ何カモテ海軍省ノ敵対スルノ可能性アルコト、並ニ對日商議ノ成功ハシク、日米政府ノ「ステートメント」及日米交渉ノ動向ハ右見解ヲ基礎付クル旨通報シ、併セテ日米交渉の攻下ノ緊急迫ルニ事能ハズ艦隊ニ敵對ニ付ケラル、ヤウナリシタリ、高橋「メシシ」ハ陸軍省長官ニ對シ總長モ亦、日米交渉ニ合意アルコトヲ現地ニ報告セシム

在獨 日本大使館

へ、要請あり、本メッソーハ艦隊司令長官及布哇地司令長官ニテサレタリ  
 布哇ノ各司令長官ハ曰米商議ハ十月及十一月ヲ通ジ進行中  
 ニシテ更ニ其ノ突展カ期待サルヲキコトラ知悉シテ形タル  
 ガ一九四一年十一月廿七日陸軍參謀總長ハ布哇地駐軍  
 司令長官ニ對シテ曰商議ハ再行シ再行ノ見込ナキコト  
 玆ヨリ本側ヨリ敵對行為カ期待サルコト、敵對行為  
 ハ此等ニ於テ回避シ得ストスルニ合衆國ヨリ斯ル  
 犯罪行為タル欲セザルコト、其ノ防衛ヲ危殆  
 ナラシムルカ如キ行為ヲ戒メヘキコト、更ニ米方敵對  
 行為ナキコト、玆モ必要ナル偵察並ニ對策ハ之  
 ヲ構ズルヲ其ノ際民衆ヲ利戦セシメザル稱、又  
 敵ニ其ノ意圖ヲ漏ラサバハ極沈重ス可キコト

在獨 日本大使館

「メッソー」中ニ含メタル情報ノ傳達先ハ最チ限らニ  
 止ル可キコト、必要ナル処道ヲ究メシタハトキハ直ニ  
 參謀總長迄通報ス（キコトラ命ジタリ）「メッソー」ノ  
 要旨ハ布哇地駐軍司令官ヨリ太平洋艦隊司令長  
 官ヘ傳ヘセラレタリ  
 今日（一九四一年十一月廿八日）陸軍情報部長ハ布哇地  
 駐軍司令官對參謀總長ノ情報將校宛ニ「メッソー」  
 ヲ送付シ司令長官並ニ參謀總長ニ對シテ曰商議ノ  
 事實上終了シタルコト、暫テ敵對行為ノ發生ス可キコト  
 及激烈ナル戦闘カ期待サル（キコトラ傳ヘス）ハ標訓令  
 ヤリ  
 同日（一九四一年十一月廿七日）海軍作戰部長ハ太平洋艦隊司  
 令長官宛戦争ノ警告トモテ（ラハ）キ書信ヲ送付シ太平洋

在獨 日本大使館



ノ事態ヲ安定セシムヘキ対日商議ハ茲ニ終ラシムハコト、茲  
 数日中ニ日方側ヨリ、攻撃手ハ予想サハ、コト曰ホカ  
 多ク、兵力並ニ装備ヲ用意シ各種海軍兵力ヲ  
 集中シ、アハニ鑑ミ海陸双方ノ遠征軍カ、リ  
 リ、シ、表、コクラ半島及或ハタラ、コハネオ  
 ヲ攻撃スルヤモ知レハコトヲ求ヘテ戦準備ノ為軍ヲ  
 防禦態勢ニ展開ス（キコトヲ命セリ、更ニ書信ハ、ゲ  
 フム、サセア、及大陸地方ニ於テハ、既ニ、サホターシ  
 対スル対策ハ構ハレ居ハコト、本書信ハ、各所ノ警備カ  
 陸軍有ヨリモ、且報清ミナハコト、及受信人ハ、書信ノ  
 内容ヲ海軍又並ニ陸軍方面ニ、且報スヘク、艦隊  
 司令長官ハ、亦此地ニ陸軍司令長官ニ書信ノ要旨ヲ  
 伝ヘス（キコトヲ命セリ）

在獨 日本大使館

訃由ニ際シ、シヨット、將軍ハ、右書信ヲ閱讀セシ、如キ感ハ  
 之ヲ有シ居リタルモ、難クハ記憶ハ有セザリキ。  
 一九四一年十月廿八日布達地ニ陸軍司令長官ハ  
 陸軍副官ヨリ、メッセージヲ接受シ、緊急ニ此狀カニ  
 鑑ミ、敵ノ襲撃手ヲ防止スル為陸軍トシテモ、即チ  
 常金ノ此書ヲ、コラヘ、至リ諸施設ニ對シテハ  
 必要ナル警戒措置ヲ採リ、將軍ニ要緊警告ヲ以テ  
 ヘキ、宣傳及謀報行為ニ對シテハ、充分ノ監視ヲナスヘク  
 其ノ際迄敵ノ手段ハ之ヲ確ケ、不ハ、ナル分表  
 ノ至緊警告ヲ發メテ、ハ、須知ナル防禦手段ノ  
 ニ決定ス（レトノ）且報ヲ受ケタリ、高右、メッセージハ  
 全一ノ書信ハ、全空軍各地ヘ送付清、各並ニ陸軍  
 空軍司令長官ハ、十月廿八日、全一ノメッセージヲ布

在獨 日本大使館

陸軍司令長官へ 対し送付済ノ旨 附記シアリタリ  
 一九四一年十月廿九日 布哇地区司令長官ハ 右ノ「メ」  
 ニ対スル回答トシテ 答ヲ添付シ、重要ニ及スル建築  
 物ノ「サ」ホ「ト」ニテ 防止スルニ 努メ、其ノ結果 陸軍ヲ 洋細  
 調査セリ。之ニ対シ 陸軍部ヨリハ 何等ノ回答ニモ  
 接セザリキ。「ソ」ト 陸軍ハ 元來 陸軍部ニ あり、  
 「メ」ニシテヨリ 推測シテ 結ノトリタリ。結ニハ 陸軍部有  
 意同ト 全ク一致シ 居レハモト 思フシタリ。自供述セリ  
 一九四一年十月廿九日 海軍作戦部長ハ 十一月廿九日  
 海軍長官 布哇地区 陸軍司令長官宛「メ」ニシテ 内  
 容ヲ 全シウスル 書信ヲ 艦隊司令長官ニ 送付シタリ。尚  
 之ニ 附加シテ 愛人ハ 日本ハ 犯罪ナリ。之ヲ 止ムルハ 進  
 んデ 攻撃ナリ。之ヲ 止ムルハ 日本ハ 犯罪ナリ。之ヲ 止ムルハ 進  
 んデ 攻撃ナリ。之ヲ 止ムルハ 日本ハ 犯罪ナリ。之ヲ 止ムルハ 進

在獨 日本大使館

一 陸軍部ニ 於テ 結ニハ 陸軍部有 意同ト 全ク一致シ 居レハモト 思フシタリ。自供述セリ  
 一九四一年十月廿九日 海軍作戦部長ハ 亜細亞艦隊司令  
 長官宛ニ 書信ヲ 送付シ 且 右書信ヲ 海軍部 太平洋  
 艦隊司令長官ニ 送付シタリ。書信中ニハ 日本ハ Kra Isthmus  
 攻撃ヲ 開始セントスル 意アリ。亜細亞艦隊司令長官  
 ハ 攻撃的 態度ヲ 避ケ、或 陸軍ノ 搜索ニ 努ムヘキト  
 ヲ 命ジアリタリ。「キン」ハ 海軍大將ノ 供述ニ 依ルハ 大  
 將ハ 右書信ヲ 以テ 海軍部有 意同ト 全ク一致シ 居レハモト 思フシタリ。自供述セリ  
 海軍部有 意同ト 全ク一致シ 居レハモト 思フシタリ。自供述セリ  
 長官宛 送付タリ。一九四一年十月廿九日 太平洋艦隊司令  
 長官 陸軍部有 意同ト 全ク一致シ 居レハモト 思フシタリ。自供述セリ  
 陸軍部有 意同ト 全ク一致シ 居レハモト 思フシタリ。自供述セリ  
 陸軍部有 意同ト 全ク一致シ 居レハモト 思フシタリ。自供述セリ

在獨 日本大使館

「メッセー」ハ受信人ニ対シ必死ノ決心ヲ示シメ其ノ地ノ  
 秘密通信設備ヲ破壊スヘク訓令セリ（之ハ太平洋艦隊  
 司令長官ニ対シテハ只情報トシテ命令通知セラルルニ過キ  
 ズ）一九四一年十一月六日「オーストラリア」ハ急迫  
 セル事態ニ鑑ミ太平洋上ニ在ル諸島ノ海軍司令官ニ対シ  
 緊急ノ命令ヲ於テ秘密書類ヲ破壊スルノ権限ヲ附与シ  
 爾後ノ作戦ニ要スルモノニ係有スヘキコトヲ命ジタリ  
 上述ノ「メッセー」ハ却テ布達地域ノ周傍將校ニ対シ密  
 謀ノ危険ヲ理鮮セシメス「サバター」及潜水艦ノ  
 攻撃ヨリ来ル危険ヲ印象バクハ結果トナリ  
 空襲ニ対スル防護ヲ構スルハ必要ナク亦考慮セ  
 ラレザリキ

在獨 日本大使館

十

一九四一年十二月一日海軍謀報内部長ハ「日本海軍ノ  
 状況」ト題スル次ノ報告書ヲ發表セリ

「日本海軍ハ敵対行為ニ出ヅルノ意図ヲ以テ固執ナル準  
 備ノ下ニ南方ニ展開シツアリ今時ニ軍隊及軍需品ヲ  
 積載セル運送船ノ流レガ日本並ニ北支ノ諸港ヨリ南方  
 ニ向ケ佛領印度支那及台湾ト思ヒナ方向ニ向ヒツ

在獨 日本大使館



アリ、目下、処在ノ南下運動ハ少數部隊が連続的  
ニ南下スルニヨリ行ハレツアルモ、数日後ハ恐ラク  
作戰部隊が緊迫セル状況、下ニ出現ス可シ、現在  
此作戰部隊ハ第二艦隊司令長官ノ指揮下ニアル処  
本部隊ハ更ニニッノ主要作戰群ニ分レ一群ハ亞細  
亞東南沿岸沖ニ他一群ハ暹羅地ニ漸次集結シツ  
アリ、而シテ夫ハ甲巡及乙巡ノ強力な攻撃部隊

在獨 日本大使館

聯合空軍部隊及駆逐艦ト潜水艦ノ聯合部隊  
ヨリナリ戦艦ハ其ノ一部ハ之ニ属スト見ラルモ、其ノ主力  
ハ航空母艦ト共ニ本土領水内ニ止マリ居ルモノ如シ  
布哇ノ海軍謀報部ハ日本航空母艦ノ一隊が去動シテ  
ルニ付情報ヲ有セザリレタリテ右航空母艦ハ日本領  
水内ニアルモノト判断セリ

十二月七日東部標準時正午（本館）時間午前六時三十分

在獨 日本大使館

參謀總長ハ海軍作戰部長ト協議、後日米ノ國文  
ハ即時絶ニ至ル可レトノ警報ヲ関係司令長官ニ  
送付セリ。本警報ハ未得ル限リ速ニ布哇ニ通報  
セント試ミラレタルモ人カ及ビ難キ事情ノ為メ終ニ攻  
撃後ニ到着セリ

十二

布哇地區陸軍司令長官、艦隊司令長官、第十四海  
軍司令長官、其ノ僚並ニ其ノ上級參謀將校

在獨 日本大使館

ハ空、艦隊ノ可能性ハ予想レアリタルモ太平洋艦隊  
ガパール、ハーバール入港中ニ起リ得ルモノトハ誰レモ夢想  
セズ。遂ニ一九四一年十二月七日日曜日、攻撃ハ、五ノ意思  
想外ノコトナリキ

「ジョー」將軍及「キメル」海軍大將ハ、従来陸海軍共同  
作戰案及其、遂行方法ニ付屢々會議ヲ開キタルガ一九  
四一年十一月二十七日及其以後ニ於テハ、十四ノ命令ヲ開

在獨 日本大使館

陸海軍両省ヨリ「メフセー」ノ送達アリタルニモ拘束之ニ  
関レ一回ノ會合ニ開カズ送テ「メフセー」ノ内容ニ檢討  
ヲ加ヘ或ハ其ノ命令ニ諸対策ニ考究ヲ加ヘル為メノ協議  
ハ何等之ヲ為サザリキ

一九四一年十一月二十七日ニ先立ケ陸軍省及海軍省ハ「ウエ  
ー」及「ミドラー」ニアル海軍機ヲ陸軍機ト交替サス可ク  
又海軍駐屯兵ニ代ヘ陸軍部隊ヲ派遣ス可ク考慮レ「レオ」ト

在獨 日本大使館

將軍及「メフセー」ヲ其ノ衛ニ「ア」  
ヲ協議ヲ重ネツ、アリタリ

十一月二十七日「メフセー」ガ夫々  
「キンメル」海軍大將及「レオ」ト將軍ノモトニ送達セラ

ル本問題ハ<sup>俄</sup>論議ノ主題トナリ「レオ」ト將軍ハ本問題

ニ因スル或種ノ見解ノ相異ヲ調和スル為メ十一月二十七日

十二月一日、二日及三日ニ亘リ「キンメル」將軍ト會合ヲ重

ネタ<sup>ル</sup>會議中「キンメル」海軍大將ハ臨時ノ部下

作戰將校「マツ」モリス大尉ヲ領シ「ア」島空

在獨 日本大使館



艦ノ可能性ニ付實問セリ「レ」ト將軍ノ言ニ依  
レバ「マツクモリス」大尉ハ斯ル攻撃ノ可能性ナレト回答シ  
「マツクモリス」大尉自身ノ言ニ依レバ日本ハ斯ル攻撃ノ  
意圖ヲ有セズト回答セル由ナリ「証言ニ依レバ」フンメル  
海軍大將並ニ「レ」ト將軍ハ「メーサー」中ニ述ベラレタ  
ル希陸ノ防衛策ニ付テハ何事論議ヲ為サザリキ

一九四一年十一月二十七日布哇地ニ陸軍司令長官及太平

在獨 日本大使館

洋艦隊司令長官ハ夫ハ自己ノ信ズル処ニ從ヒ現状ニ適  
スト認メタル対策ヲ構ゼタルガ、兩者孰レモ自己ノ対策ニ  
付キ他方ヘ通報スルニトモナク又同合セヲ為スニトモナリ  
キ況ヤ其ノ対策ガ適当ナリヤ否ヤ、因レテ協議ヲ為スニ  
トモナリキ  
十一月二十七日「メーサー」受領後執リタル措置カ、如シ  
布哇地ニ陸軍司令長官ハ十一月二十七日「第一號」

在獨 日本大使館

式レ令(次項参照)ノ発動ヲ命ジ(之ハ十一月七日迄継続セリ)  
同時ニ連日午前四時ヨリ七時迄警戒空襲ニアルコトヲ  
命ジタリ 第十四海軍區司令長官ハ根據地防衛  
官トシテノ権能ニ基キ沿岸巡航 駆逐艦ノ司令官ヲ全  
テ召集シ 本 何事カ異変ノ生ズ可キヤモ知レザルニ付  
千警戒状態ニアルコトヲ命セリ 艦隊司令長官ハ布哇  
群島南方及西方ノ哨戒ヲ強化スル為メ艦隊計レ戒

在獨 日本大使館

種ノ措置ヲトリ且ツオアフ島周辺ノ作戦區域ニ於テ  
日本ノ潜水艦ヲ発見シタル場合ニ於テハ之ヲ攻撃ス可  
キコトヲ命ジタリ 此ノ命令ハ海軍省ヨリ發<sup>被<sub>二</sub>賦</sup>セラルタル限  
权限ヲ踰越セルモノナリキ  
布哇地方ノ防衛ニ関スルハ布哇地ニ確定作戦要領中  
ニハ第一號、第二號及第三號警戒令トシテ知ラレタル  
三種ノ警戒令ガ規定セラレアリタリ

在獨 日本大使館

第一號警戒令ハ、所轄群島内「サボタージェ」及暴動ニ対ス  
ル防禦ヲ規定シ外部ヨリ脅威ニ関セス  
第二號警戒令ハ、第一號警戒令ヨリ重大ナル事態  
ニ対シ適用ヲ見ル可キ「サボタージェ」及暴動ニ加ヘ更ニ  
敵ノ水中、水上及空中ヨリノ攻撃アリタル場合ニ発動セラ  
ルベシ

第三號警戒令ハ、全軍機開位置ニ就キ「オアフ」島

在獨 日本大使館

並ニ所々ニ島在セル諸島ノ軍事施設ヲ防衛スル為メ  
最高ノ警戒ニ當ル可キことヲ規定ス

在獨 日本大使館



海岸ヲ去ハ一定中合ニ於テ敵船並ニ敵機ヲ発見スルヲ  
 警報網ヲ組織シ之ヲ管掌スルコトハ陸軍ノ責任ニ屬  
 シタリ。從テ陸軍ハ一九四一年ノ初春及夏期ニ際シテ  
 布哇群島ニ永久的警報設備ノ建設ヲ開始シタルハ之ハ  
 一九四一年十二月七日ニハ未ダ完了ヲ見ザリキ。一九四  
 一年十一月廿七日或種ノ移動警報網が各地ニ置かれ  
 当日ハ終日從業員訓練ノ為メ之ヲ活動セシメタリ。  
 一九四一年十一月廿七日布哇地ニ陸軍司令官ハ「オ一  
 警戒令」ノ発動ニ際シ本警報隊モ亦連日午前四時ヨリ  
 午前七時迄警戒ニ當リ可キコトヲ命ジタリ。海軍ハ近ク中  
 央通信隊及ニ専門將校ヲ置クノ意圖ヲ有セシガ、十一月  
 七日迄ニハ斯ル將校ハ任命セラレザリキ。十一月七日、

在獨 日本大使館

日曜日午前七時警報隊ハ命令ノ定タル如ク從ヒ警戒  
 戒ヲ解除セリ。其ノ際警報隊ノ一ニテ訓練ヲ受ケフ  
 ワアリシ練習將校一名ハ居残りヲ求メ許ラレタ  
 ルハ、右將校ハ七時ニ分「オ一」ノ地獄東約百三十哩ノ  
 地奥ニ為リ機ノ大群ト思ハシキモノヲ発見シ七時  
 二十分中央通信隊ニ之ヲ通報シ、中央通信隊ハ  
 警報習得ノ為メ陸軍中尉一名ハ居残り居リタルハ  
 此ノ未經驗ナル中尉ハ、其ノ時刻合衆國為リ機ハ  
 近クニ布哇ス可シトノ通報ヲ授受シ居リタルヲ以テ  
 問題ノ為リ機ハ友軍ナリト推測シ之ニ對シテ何等  
 ノ処置ヲモ構ハザリキ。歡測上ノ記録ニコレハ右為  
 行機ハ「オ一」島ニ向ヒ布翔シタル迄ハ以ナルモ爾  
 右ハ不ハナリ

在獨 日本大使館

一九四一年十一月廿七日（宣統警察隊職員）  
 ケルハ東部第一日廿四日同中警察組織ノ専用ニ  
 ありモ支障ナク且ツ「オーフ」島周辺三百六十度ノ四  
 孤ハ殆ト充分確保シ得ベキ状態ニアリタリ  
 「キンメル」海軍大將ハ一九四一年十一月七日及夫レ以前ニ於テ  
 ハ空襲警報組織ハ陸軍ニ依リ充分活動シツアル  
 モト男爵シ居タリ但シ其ノ活動ノ実情ニ由レハ  
 十月及十一月陸海空首ヨリ問合せノ「メッセル」ヲ接受  
 シタルニモ拘ラズ其ノ調査ハ之ヲ為サベリキ

十四

「領海共同防衛計画案」ハ本計画案ノ獎勵シタルトキハ陸  
 軍ハ飛行機ヲ以テ「オーフ」島周辺約二十哩ノ沿岸巡  
 査スリント規定セルガ一九四一年十一月七日以前ニ於テハ

在獨 日本大使館

演習中ヲ除キ「オーフ」島ノ訓練ハ毎日  
 為サレ訓練課目中ニハ午前八時頃ヨリ「オーフ」地域上空ノ  
 飛行カ合マレ居リタルモ日曜ト午前中ハ飛行機ニヨル  
 沿岸巡査ハ皆無ナリキ

「領海共同防衛計画案」ハ更ニ本計画案ノ獎勵シタルトキハ  
 海軍ハ「オーフ」ヨリ（七哩ノ距離）三百六十度ノ長距離飛行  
 偵察ヲ為スヘント規定セルガ一九四一年十一月七日以前ニ於テ  
 ハ演習中ヲ除キ右長距離偵察ハ為サレザリキ 艦隊ハ  
 時折「オーフ」島沖合ノ各種海域ニ於テ各種作戦行動ヲ  
 施行シ其ノ際作戦地域ノ偵察飛行ヲ為シタルモ右ハ極  
 メテ狭クハ三百六十度ノ四孤ニ止マリ半経七百里ノ  
 地英ヲ越セハ稀ナリキ 奇襲的攻撃ヲ防衛ス（キ）長距  
 離偵察飛行ヲ為サントスルハ其ノ方法ハ幾多有シタルナリ

在獨 日本大使館

「ジョート」將軍ハ長距離偵察ハ海軍カ当然施行シ居ルモト  
推測シ居タリ、但シ十月及十一月ニ於ケル陸海軍兩省ノ  
警告的「メフセ」ニモ拘ラス本件ニ関スル調査ハ何等之ヲ  
為サバリキ（海軍ノ施行スヘキモノナリト雖モ）

十六

一九四一年一月七日以前ニ於テハ「オーフ」島ニ日本ノ諜  
者多數存シ或ハ日本領内ノ代表者トシテ或ハ日本ノ  
外交勤務トハ無関係ノ者トシテ活動シアリタルカ  
彼等ハ「オーフ」島ノ陸海軍ノ事務施設及陸海軍ノ  
行動ニ付情報ヲ蒐集シ各種ノ方法ヲ以テ日本  
帝國ヘ通報シテアリタリ  
布哇地方陸軍諜報局ハ陸軍ノ職員及沿岸遊物ニ  
關シ地方海軍諜報局ハ海軍ノ職員及沿岸遊物ニ

在獨 日本大使館

關シ大々調査ノ努力ヲ施シ、更ニ一般市民ノ利敵行為  
ニ付テハ布哇聯合探訪局ノ設立セラレ、是ノ海軍  
諜報局カ其ノ調査ニ當リ居リタリ、聯合探訪局  
事務計ハ設立セラレ、探訪局及陸海軍諜報局ノ  
三者ノ合意ニ基キ探訪局ハ主トシテ一般市民ニ關ス  
ル探査事務ヲ処理ス其ノ主眼ニ任スルコト、シ又之等三  
者ハ互ニ協力スベキコトヲ協定セリ、探訪局ハ布哇  
ニ於ケル肉探偵ヲ摘発シヤカシタルカ合衆國ト日本ハ  
猶平和關係ニアリタルヲ以テ「オーフ」島在肉ノ多派  
及無罪ノ通商ヲ經濟的範圍ヲ越エテ為サレ居ルハ  
ト雖モ其ノ内容ヲ探査スルハハ團體ナリキ、探訪  
局及地方海軍諜報局ハ十二月七日以前ニ於テ  
日本ノ布哇機及艦隊カ布哇ノ方向ニ何ニ運動シテ、

在獨 日本大使館



アハコトニ付テ何等重要ナル情報ヲ蒐集シ得ザリキ  
 一九四一年夏ニハ布哇地方ニホノルハ駐在ノ日本領事ノ下ニ  
 活動シアリシ領員ハ二百名以上ニ達シタリ。海軍区  
 港報局ハ聯合探訪局並ニ布哇地区陸軍港報將  
 校ニ対シ合衆国海軍ノ要求スル如ク從ヒ外国首長  
 ノ代表者トシテノ面会ヲ爲リタリ。廣ニヨリ之等  
 領員ヲ逮捕シ得ルカノ問題ヲ提スル如ク此ノ問題  
 ニ關スル會議ニ於テ布哇地区陸軍司令長官ハ之ヲ英屬  
 ノ催発及其ノ機令ヲ示スルハアリトシテ之ニ反對シ  
 更ニ斯ハ逮捕ハ布哇駐在ノ日本人並ニ日本人ヲニ對  
 ニ對シ親米感ヲ醸成セントシテハ陸軍側ノ努力ヲ無ニシ  
 却テ彼等ノ反感ヲ誘發スルハナリト主張シタリ  
 從テ右領員ニ對シテハ何等ノ措置モ構ヘザリキ

在獨 日本大使館

布哇ニ於ケル日本ノ港報所長ノ中心ハ在リ。ホノルハ日本  
 領事館ナリト云ヘラレ居タルカ更ニ日本領事ハ自己ノ  
 名若クハ他人ノ名義ニテ商業並ニ利用シ居テト  
 通信ヲ交換シ居リタルコト判明セリ。右通信ハ一九  
 四一年十二月七日直前ニ於テハ激増ヲ示タリ。右通信  
 内容ヲ解明シ得タリトスレバ極メテ重要ナル情報ヲ提  
 供シ居リタルモノト信セラレ。日本トノ平和的關係並ニ  
 其ノ當然ノ結果トシテ領員ノ行動ニ調査ヲ施スルハ手  
 段ニ制限アリ。十二月七日以前ニ於テハ商業的方法  
 ニ依リ日本領事ヲ並ニ其ノ補助者ハ日本ト交換シ  
 居リシ。右後ノ内容ニ核對シ加ヘルコトハ不可斷ナリ  
 キ。

在獨 日本大使館







之ニ対レる夜一段市中泥酔レ格束セラレタル  
 人ハ三ナレ名ニテ將校ハ調査レタル泥酔者  
 無ナリナリ  
 左ノ字ニ著キ陸海軍兵士ノ飲酒は凡ハ十二  
 月六日以前教ヘル量ノ内悉ト比較レ別ニ変化  
 ナカレモト云ヒ得ヘク従フテ一四一年十一月六日  
 土曜ノ午後及夕刻ニハ「飲酒許」の記及「飲酒ノ  
 自由」ヲ所スル部ハ平常ノ割合ニテオホル、市内  
 ニ赴キタル兵士ナリ、此率ヲオフ、島及ハール  
 ハールノ全兵士約七万五千ニ適用スレハ、其内  
 一万五千ノ陸海軍水兵及海上勤務兵カ昨日オ  
 ル、レヲ訪レタルコトナルヘレ  
 平時ニ於テハ土曜日ノ夜ハ平日多ク、飲酒許

在獨 日本大使館

カ陸海軍兵士ニ對シテハ、上レ將校ニ他ノ週四日  
 ニ比シテ其多數カ、飲スル例トナリ居タリ  
 然ルナリト云ヒ日曜日ノ午前、陸海軍水兵及海軍  
 船組及海軍水兵ニ取付サレアリタル、人々ハ昨  
 常ノ態度ニ生、均合光分ニレテ且ッ違ハナリト  
 云ヒ得ヘレ

在獨 日本大使館